

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 年 月 日

和光市長

和光市規則第 号

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例（令和8年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者)

第3条 条例第2条第1項第1号の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者であって、規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するもの（福祉施設等に入院又は入所をしている者及び家族等による避難支援を受けることができる者を除く。）をいう。

- (1) 75歳以上の者のみで構成される世帯に属する者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定において要介護1以上の認定を受けているもの
- (2) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護2以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が2級以上に該当するもの
- (4) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）第4条第2項の規定により療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が〇A、A又はBに該当するもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級のもの
- (6) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けた指定難病患者

- (7) 埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱（平成17年10月1日施行）による特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証又は県単独指定難病医療受給者証のいずれかの交付を受けている者
- (8) 埼玉県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要綱（平成27年1月1日施行）第3条に規定する小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
（避難支援等関係者）

第4条 条例第2条第1項第3号の法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者であつて、規則で定めるものは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 和光市教育委員会
- (2) 朝霞警察署
- (3) 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防局及び和光消防署
- (4) 和光市消防団
- (5) 和光市民生委員児童委員
- (6) 社会福祉法人和光市社会福祉協議会
- (7) 和光市地域包括支援センター
- (8) 和光市地域生活支援センター
- (9) 自主防災組織（和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱（平成17年告示第86号）に基づく補助金の交付を受けている団体をいう。）
- (10) 自治会（和光市自治会補助金交付要綱（昭和55年告示第6号）に基づく補助金の交付を受けている団体をいう。）
- (11) 和光市地区社会福祉協議会（地域における社会福祉に関する活動を推進するために組織された団体をいう。）

（避難行動要支援者名簿の様式）

第5条 条例第3条に規定する避難行動要支援者名簿は、様式第1号のとおりとする。

（名簿情報の提供の同意又は不同意の意思表示に係る様式）

第6条 条例第4条第2項に規定する本人の同意は避難行動要支援者登録申請書（様式第2号）を、同項ただし書に規定する不同意は避難行動要支援者情報提供不同意書（様式第3号）を市長に提出する方法により明示するものとする。

（同意とする取扱いの適用）

第7条 条例第4条第2項ただし書に規定する同意を得ているものとする取扱いは、市長が通知により同意を求めた場合において、当該通知をした日から3月以内に避難行動要支援者本人による避難行動要支援者登録申請書又は避難行動要支援者情報提供不同意書の提出がなかったときに適用する。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(名簿情報の修正等)

第8条 登録者は、その内容に変更が生じたときは、避難行動要支援者名簿登録（変更・抹消）届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 避難行動要支援者に該当しなくなったとき。
- (3) 死亡したとき。

(個別避難計画の様式)

第9条 条例第8条に規定する個別避難計画は、様式第5号のとおりとする。

(個別避難計画の修正)

第10条 登録者は、個別避難計画に変更が生じた場合は、個別避難計画を修正し、市長に提出するものとする。

(協定)

第11条 第4条第9号から第11号までに掲げる者が名簿情報を受領する場合は、市との間でその取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定では、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の提供に関する事項
- (2) 避難行動要支援者名簿の管理に関する事項
- (3) 避難行動要支援者名簿の保管に関する事項
- (4) 避難行動要支援者名簿の利用に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、名簿情報の管理に関し市長が必要と認める事項

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第11条の規定を施行するために必要な準備行為は、令和9年4月1日前においても行うことができる。

